令和5年第6回　教育委員会会議　定例会　会議録

1　日時　　令和5年4月17日(月)　14時03分～14時23分

2　場所　　教育委員会会議室

3　出席者

教育長　武井政一

委　員　上田敬子（議長)、大隈恵子、髙石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、
学校教育課長補佐(岡松賢吾、平田隆輔、野見山和久)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長（中村達也)、生涯学習課長補佐（石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書　記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4　案件

(1)　議決事項

議案第14号　臨時代理の承認（飯塚市学校運営協議会委員の任命)
議案第15号　飯塚市立小中一貫校長の任命
議案第16号　飯塚市学校ICT環境整備推進計画の計画期間延長

(2)　報告事項

報告第13号　飯塚市教育委員会教育長職務代理者の指名について
報告第14号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償にする条例施行規則の一部改正について
報告第15号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について(補助執行事務)
報告第16号　飯塚市放課後児童クラブの名称及び定員の告示について(補助執行事務)
報告第17号　飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について(補助執行事務)
報告第18号　飯塚市全国大会等出場報奨金交付要綱の一部を改正する告示について(補助執行事務)
報告第19号　令和5年度の飯塚市学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行の日程について

(3)　協議事項

①　教育行政について

◆令和5年第6回教育委員会会議　定例会　会議録
（開催日時：令和5年4月17日（月）　14時03分～14時23分）

〇上田委員
ただいまより令和5年第6回教育委員会会議　定例会を開会いたします。

■議案第14号　臨時代理の承認（飯塚市学校運営協議会委員の任命）
≪説明：学校教育課長（桑原昭佳）≫
議案第14号臨時代理の承認「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。
議案書1ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市学校運営協議会規則第3条第3項の規定に基づき学校運営協議会を設置する学校として、「飯塚市立八木山小学校」、「飯塚市立上穂波小学校」、「飯塚市立小中一貫校飯塚鎮西校」が再指定を受け、「飯塚市立庄内小学校・庄内中学校」、「飯塚市立飯塚第二中学校校区（飯塚市立飯塚第二中学校・飯塚市立飯塚東小学校）」が新規に指定を受けたことに伴い、同規則第6条の規定に基づく委員の任命について、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づきまして、教育委員会会議の議決を経なければならないが、会議を開催するいとまがなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定によりまして、教育長をして臨時に代理したため、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。
議案書2ページから6ページにかけまして、それぞれの委員名簿を掲載しております。今回任命する委員の任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。
以上、簡単ではございますが、議案第14号の説明を終わります。
（原案可決（全会一致））

■議案第15号　飯塚市立小中一貫校長の任命
≪説明：学校教育課長（桑原昭佳）≫
議案第 15 号「飯塚市立小中一貫校長の任命」についてご説明いたします。
議案書 7 ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市立小中一貫校幸袋校、飯塚市立小中一貫校飯塚鎮西校及び飯塚市立小中一貫校穂波東校校長の任期満了に伴いまして、飯塚市学校管理規則第 29 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づきまして、小中一貫校長を任命するため、本案を提出するものでございます。
議案書 8 ページには、今回任命する校長名及び任期等を記載しております。
以上、簡単ではございますが、議案第 15 号の説明を終わります。
（原案可決（全会一致））

■議案第 16 号　飯塚市学校 ICT 環境整備推進計画の計画期間延長
≪説明：学校教育課長（桑原昭佳）≫
議案第16号「飯塚市学校ICT環境整備推進計画の計画期間延長」についてご説明いたします。
議案書9ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市学校ICT環境整備推進計画の計画期間を延長するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づきまして、本案を提出するものでございます。

議案書10ページをお願いいたします。本案は、計画の内容は変更せずに、計画期間のみを延長するものでございますので、計画期間延長の趣旨とICT環境の整備状況等について説明させていただきます。

まず、計画期間延長の趣旨でございますが、本市では、国の整備方針等に沿って、平成30年度に「飯塚市学校ICT環境整備推進計画」を策定し、学校におけるICT環境の整備に取り組んできたところでございます。

国及び市の計画期間は令和4年度が終期となっておりますが、ICT環境の整備を持続的・継続的に進めていくことが重要であることから、国が、新たなICT環境の整備方針の策定に向けて検討を進めることとし、現行の計画期間を2年間延長したため、本市におきましても同様に令和6年度まで2年間延長するものでございます。下段には、参考として、国及び市の関連計画の計画期間を記載しております。

11ページをお願いいたします。次に、ICT環境整備状況と整備目標でございますが、本計画を策定した時点と令和4年度の整備状況、右端には本計画の整備目標を記載しております。

令和4年度の整備状況と整備目標を比較いたしますと、GIGAスクール構想の前倒しにより、「統合型校務支援システム」以外の項目は、目標を達成している状況でございます。なお、「統合型校務支援システム」につきましては、導入に向けて検討を行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第13号　飯塚市教育委員会教育長職務代理者の指名について

≪説明：教育総務課長 (梶原康治)≫

報告第13号「飯塚市教育委員会教育長職務代理者の指名」についてご説明いたします。

議案書12ページをお願いいたします。教育長の任命に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び飯塚市教育委員会教育長職務代理者に関する規則第2条の規定に基づき、教育長が教育長職務代理者を指名したため、本案を報告するものでございます。

飯塚市教育委員会教育長職務代理者として、飯塚市教育委員会委員の上田敬子氏を令和5年4月1日より指名いたします。

以上、報告第13号の説明を終わります。

■報告第 14 号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について

≪説明：教育総務課長 (梶原康治)≫

報告第14号「飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正」について報告します。

議案書の13ページをお願いします。現在の学校医・学校歯科医の報酬につきましては、児童・生徒加算1人につき年額200円となっております。

飯塚医師会会長から本市に対しまして、平成29年度から報酬単価の見直し等の要望があっておりましたが、数年に渡る新型コロナウイルス感染症に係る対策が必要な中で、医師の担う医療行為業務が増加したこと、また感染対策に対し細心の注意を払わなければならず、心身的疲労も増加したことから、再度、報酬の額の見直しの要望書が提出されております。

つきましては、近年の業務状況と要望内容等を踏まえ、筑豊地区管内で単価を統一すべく令和5年度から児童・生徒加算1人につき年額300円とする報酬の改定を行うものでございます。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

■報告第 15 号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部改正について
≪説明：教育総務課長（梶原康治）≫
報告第15号「飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部改正（補助執行）について報告します。
議案書の15ページをお願いします。飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部改正を行いましたので、新旧対照表で説明させていただきます。
17ページをお願いいたします。飯塚市奨学資金貸付基金条例別表（第6条、第11条関係）をご覧ください。専修学校、短期大学、大学区分の新規貸付人数を18人から20人に増員するため改正をしております。
それに伴いまして、飯塚市奨学資金貸付基金条例第5条第1項第2号中の高等学校に（私立）、また別表にあります短期大学に（国・公立）、大学に（国・公立）を追加することで、それぞれ対象を明確にするために文言を整理するものでございます。
以上、簡単でございますが、報告を終わります。

■報告第16号　飯塚市放課後児童クラブの名称及び定員の告示について
≪説明：学校教育課長（桑原昭佳）≫
報告第16号「飯塚市放課後児童クラブの名称及び定員の告示について」ご説明いたします。
議案書19ページをお願いいたします。本件は、飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第2条の規定によりまして、飯塚市放課後児童クラブの名称及び定員について告示を行ったため報告するものでございます。
議案書20ページには、各児童クラブの名称及び定員について記載した、令和5年4月3日付け告示内容を添付しております。
以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第17号　飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
≪説明：学校教育課長（桑原昭佳）≫
報告第17号「飯飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。
議案書21ページをお願いいたします。本件は、令和2年12月6日公布の、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したため報告するものでございます。
改正の概要といたしましては、放課後児童クラブの運営において、安全計画の策定の義務化、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化及びバス送迎における自動車を運行する際の安全確認等を加えるものとなっております。
議案書22ページから26ページには、令和5年3月20日付け条例改正告示の該当部分を抜粋して添付しております。
以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第18号　飯塚市全国大会等出場報奨金交付要綱の一部を改正する告示について

≪説明：文化課長（坂口信治）≫

報告第 18 号飯塚市全国大会等出場報奨金交付要綱の一部を改正する告示（補助執行事務）について、報告いたします。

議案書の 27 ページをお願い致します。飯塚市全国大会等出場報奨金交付要綱の一部を改正する告示について、市長において告示され、本年 4 月 1 日から施行されておりますので、ご報告します。

議案書の 29 ページ新旧対照表をお願いします。全国大会等出場報奨金は、文化又はスポーツ活動を奨励助長し、その水準の向上及び振興を図るため、全国規模の大会等に出場する個人又は団体に対して交付するものです。このたび、更なる推進を図るため対象となる大会に国際規模の大会を新設し、全国大会以上の報奨金交付額を増額するものです。

令和 4 年度までは、大会の規模に関わらず 1 人 5 千円（団体の場合は上限 10 万円）でございましたが、令和 5 年度からは、全国大会は 1 人 1 万円（団体の場合は上限 20 万円）に増額し、新設した国際大会は 1 人 3 万円（団体の場合は上限 60 万円）を交付するものです。

なお、中学生以下を対象とした九州大会は、変更なく 1 人 5 千円（団体の場合は上限 10 万円）でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第 18 号飯塚市全国大会等出場報奨金交付要綱の一部を改正する告示について、報告を終わります。

■報告第19号　令和5年度の飯塚市学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行の日程について

≪説明：学校教育課長（桑原昭佳）≫

報告第19号「令和5年度 飯塚市学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行の日程等について」ご報告いたします。

議案書31ページをお願いいたします。まず、令和5年度の学校開放日についてご説明をいたします。

学校開放日にはこれまで多くの方々が来校されておりました。本年度の第1回目となります6月の実施につきましては、5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類移行後、あまり日数も経っておらず、不特定多数の人が集うことにまだ抵抗感を抱く保護者や地域住民も一定数いると見込まれることから、中止としております。11月の第2回目につきましては、感染症への認識の変化や社会状況等を総合的に考慮し、実施について改めて判断することといたします。

次に、運動会及び体育会の日程につきましてご報告いたします。

議案書32ページをお願いいたします。令和5年度の小学校運動会及び中学校体育会は、この日程表に記載のとおり各小中学校において実施される予定となっております。

最後に、修学旅行の日程についてご報告いたします。

議案書33ページをお願いいたします。こちらに掲載しております日程表のとおり、各小中学校において修学旅行が実施される予定となっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■教育行政について

（継続審議）

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第6回教育委員会会議　定例会を閉会いたします。
なお、次回定例会につきましては、令和5年5月29日（月）14：00からです。